平成２１年（フ）第７８５号
鳥取県米子市旗ヶ崎４―15―５―307号室、住民票上の住所大阪市阿倍野区旭町３丁目２番５―1006号
破産者　小畑　　薫
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第８５１号
堺市美原区平尾28　苗村方、住民票上の住所大阪府松原市天美西３丁目２番28号
破産者　福田　淳子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第９２１号
大阪府富田林市東板持町３丁目６番11号
破産者　小畑　　悟
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２８３号
堺市南区竹城台１丁２番17―107号
破産者　倭谷　国嗣
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４０４号
堺市西区浜寺南町２丁138番地３　ドミール浜寺405号
破産者　玉川こと　全　　秀樹
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３７２号
神戸市長田区鶯町１丁目２番37号
破産者　河野　勝利
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４１５号
兵庫県宝塚市すみれガ丘３丁目５番２―218号
破産者　藤森　義一
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２０年（フ）第４７７号
兵庫県宝塚市米谷１丁目４番10号　メゾンデトワール106号
破産者　堀　　千鶴
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６号
大阪市平野区瓜破２丁目１番68号阪谷門ビル806号室、住民票上の住所三重県伊賀市ゆめが丘２丁目８番地の13、申立時の住所兵庫県川西市国崎椿６ときわ台カンツリークラブ内
破産者　和茶園こと　上山　和彦
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１６１号
兵庫県宝塚市亀井町12番31―202号
破産者　山本　　等
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２１０号
兵庫県川辺郡猪名川町槻並字深谷１番地の１、前住所兵庫県宝塚市雲雀丘４丁目２番16―403号
破産者　乾　　康仁
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第２３５号
兵庫県伊丹市清水２丁目２番２号
破産者　川橋　力也
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３２９号
兵庫県宝塚市山本丸橋２丁目８番地の１　リバティーハイツ301、前住所兵庫県宝塚市口谷西３丁目５番20号
破産者　三牧　　博
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４１号
兵庫県宝塚市口谷東１丁目１番15号　リバティハイツ301号、前住所兵庫県尼崎市武庫豊町３丁目14番５―102号
破産者　稲井　　康
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３４７号
兵庫県西宮市大屋町31番１―103号
破産者　圓谷　英一
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６３号
兵庫県川西市見野２丁目35番８号202、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目５番地52
破産者　白倉　清史
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第３６４号
兵庫県川西市見野２丁目35番８号202、開始決定時の住所兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目５番地52
破産者　白倉二三子
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４１５号
兵庫県尼崎市西長洲町２丁目30番14号、住民票上の住所兵庫県尼崎市西大物町９番11号
破産者　富山　政樹
1　決定年月日　平成22年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係